

平成26年12月 5 日開会

平成26年12月 5 日閉会

平成 26 年 三 宅 町 議 会 第 4 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成26年12月三宅町議会第4回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (12月5日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	6
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
議案第47号～議案第59号、議案第62号～議案第64号、承認第 19号～承認第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
諮問第2号の上程、説明、採決	27
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
一般質問	29
馬場武信君	29
植村ケイ子君	33
追加議案の上程	40
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
閉会中の継続審査について	41
町長挨拶	42

閉会の宣告	42
署名議員	43

三宅町告示第100号

平成26年12月三宅町議会第4回定例会を
次のとおり招集する

平成26年11月18日

三宅町長 志野 孝光

記

1. 招集日時 平成26年12月5日 金曜日
午前 9時30分 開会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

平成26年12月三宅町議会第4回定例会

会期日程表

平成26年12月 5日金曜日 1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	12月5日 金曜日	午前 9時30分	定例会開会

平成26年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成26年12月5日金曜日午前9時30分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡辺 哲久	植村 ケイ子	川口 靖夫
廣瀬 規矩次	馬場 武信	松田 睦男
池本 久隆	辰巳 勝秀	梅本 勝久

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	志野 孝光	副町長	中村 吉代茂
教育長	土江 義仁	教育委員長	吉岡 藍一
未来創造部長	東浦 一人	総務部長	中川 章
土木環境部長	岡本 豊彦	くらし創造部長	松本 幹彦
健康子ども部長	中田 進	会計管理者	向井 理則
幼稚園長	吉井 五十鈴		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	山田 恵二	モニター室係	堀川 佳則
モニター室係	増田 翔		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

8番議員	池本 久隆	10番議員	梅本 勝久
------	-------	-------	-------

平成26年12月三宅町議会第4回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成26年12月 5日 金曜日

午 前 9時30分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 住民自治基本条例制定に関する特別委員会報告
- 日程第4 議案第47号 平成26年度三宅町一般会計第7回補正予算について
- 日程第5 議案第48号 平成26年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算について
- 日程第6 議案第49号 平成26年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算について
- 日程第7 議案第50号 平成26年度三宅町水道事業会計第6回補正予算について
- 日程第8 議案第51号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第52号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第54号 三宅町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第55号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第56号 三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第57号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第58号 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

例の制定について

- 日程第16 議案第59号 三宅町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第60号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第61号 三宅町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第62号 三宅町上但馬老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第63号 三宅町上但馬団地老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第64号 三宅町道路線の変更について
- 日程第22 承認第19号 (専決処分事項報告) 平成26年度三宅町一般会計第5回補正について
- 日程第23 承認第20号 (専決処分事項報告) 平成26年度三宅町水道事業会計第5回補正予算について
- 日程第24 承認第21号 (専決処分事項報告) 平成26年度三宅町一般会計第6回補正について
- 日程第25 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 発議第5号 婚姻歴のないひとり親家庭の父・母に対する、保育料ほか公営住宅賃料等の算定の取り扱いに対する請願について
- 日程第27 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（廣瀬規矩次君） おはようございます。定刻の時間となりましたので、これより会議を始めます。

本日、平成26年12月三宅町議会第4回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席を賜りまして、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

本日提出されております議案につきましては、平成26年度三宅町一般会計第7回補正予算についてを初めとする議案18件、承認3件、諮問1件、発議1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう、議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げて、開会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（廣瀬規矩次君） 開会に先立ち、志野町長より挨拶をいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成26年12月三宅町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用なところご出席をいただき、大変ありがとうございます。また、平素は町政運営に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成26年度三宅町一般会計第7回補正予算案を合わせ補正予算案4件、条例の制定案並びに改正案を合わせて9件、指定管理者の指定案4件、道路線の変更案1件、専決処分事項報告3件、諮問1件をご提案申し上げ、ご審議いただくわけですが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

○議長（廣瀬規矩次君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（廣瀬規矩次君） ただいまの出席議員数は8名で定足数に達しております。

よって、平成26年12月三宅町議会第4回定例会は成立いたしましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前 9時33分)

◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬規矩次君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付をいたしておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（廣瀬規矩次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により8番議員、池本久隆君、それから10番議員、梅本勝久君、2人を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（廣瀬規矩次君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日の1日間とすることに決定をいたしました。

◎諸般の報告

- 議長（廣瀬規矩次君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

梅本勝久議員より、住民自治基本条例制定に関する特別委員会委員長として委員会報告を求めます。

はい、梅本勝久議員。

- 住民自治基本条例制定に関する特別委員会委員長（梅本勝久君） 住民自治基本条例の制定に関する特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

住民自治基本条例の骨子について、特別委員会での審議の結果、結論を得たので、ここに報告をいたします。

（1）特別委員会の活動の経過について。

当初決定した活動計画に沿って、町づくりを自主的に担う住民グループ8団体との意見交

換を行い、先進地の住民自治基本条例の調査・検討を行い、三宅町の住民自治基本条例の骨子について本特別委員会において審議を重ねてきました。

1、特別委員会の審議の経過は、以下のとおり報告します。

第1回、特別委員会の運営体制の決定（平成26年6月16日）、第2回、特別委員会の活動計画の決定（平成26年6月25日）、第3回、町づくりを自主的に担っている住民グループとの意見交換会の進め方について（平成26年7月9日）、第4回、町づくりを自主的に担っている住民グループとの意見交換会の進め方について（平成26年7月28日）、第5回、意見交換会で出された住民グループの意見のまとめについて（平成26年9月3日）、第6回、条例の内容の検討の進め方について（平成26年10月2日）、第7回、先進地の条例の検討、①各地の条例の資料整理（平成26年10月8日）、第8回、先進地の条例の検討、②各地の条例の比較検討（平成26年10月27日）、第9回、条例の骨子についての検討第1回目（平成26年11月13日）、第10回、条例の骨子についての検討第2回目（平成26年11月14日）、第11回、条例の骨子の決定、委員会報告の内容の確認（平成26年11月25日）。

2、町づくりを自主的に担う住民グループとの意見交換会を以下のとおり8回開催しました。

第1回、みやけまちづくりの会（平成26年7月16日）、第2回、三宅ボランティアガイドの会（平成26年7月16日）、第3回、自治会長会（平成26年7月17日）、第4回、三宅町商工会（平成26年7月23日）、第5回、三宅町PTA・評議員（平成26年8月27日）、第6回、ホワイトボード（学童保育保護者会）（平成26年8月29日）、第7回、三宅町婦人会（平成26年9月24日）、第8回、三宅小PTA（平成26年9月26日）。

この意見交換会において、住民グループから出された町づくりについての意見を特別委員会において「意見交換で出された意見 抜粋」（平成26年10月2日）にまとめ、10月15日、8団体の代表に対して報告し、内容の確認、公表することの了承を得ました。

3、今後の活動。

本議会での特別委員会からの報告を踏まえ、来年1月25日曜日に中央公民館において町民向けの説明会を行います。本報告を踏まえ、行政サイドで条例の条文作成を進めていただき、来年3月議会で町長から条例案を提案していただいて審議し、成立を期したいと思いません。

（2）三宅町における住民自治基本条例の内容について。

本特別委員会は、住民自治基本条例の項目、その内容について以下のように提案します。

1、条例の名称。

「住民がみずから町づくりを担う仕組みを定める、行政と議会もそれを支援する」という条例の目的が明確に伝わり、かつわかりやすい名称が必要である。例として、三宅みんなでまちづくり基本条例などです。

1月25日の住民説明会で条例の骨子を説明した上で、公募する。

2、前文。

以下のような点を盛り込む。簡潔な文章とする。

三宅町の特徴。歴史のある町、京奈和三宅インター開設を節目として新たな町づくりの時期の到来、福祉や教育に力を入れてきた町、人権を大切にしてきた町。

コンパクトな町だからこそできる住民自治。

特別委員会が考えた3つの課題も盛り込みます。1、どんなに年を重ねても安心して暮らせる町。2、安心して子供を育てられる町。3、誇りを持てる町。

3、条例の目的。

住民がみずから町づくりを担う、それを行政と議会も支援するという条例の目的を明記する。

4、自治の基本原則。

①住民自治活動の主体の定義。

他市町村と同様に、住民票のある町民だけでなく、三宅町の町づくりに積極的に協力してくれる町内で活動する個人・団体も含める。

②町づくりを町民が自主的に担い、行政はそれを補完し支援することを原則とする。住民自治協議会は、行政への要求の場ではなく、主体的に町づくりを担う場であることを明確にする。

住民自治協議会が個別の利害主張で対立することがないように、協議会に参加する団体・個人は町全体のことを思い、住民が協力してよい方向を見出す努力をすることを明記。

5、住民自治協議会。

(1) 住民自治協議会の要件。

対象地域、三宅町全域を対象として設置する。会員、三宅町に住む、または活動する個人、団体、事業者等で、三宅町の町づくりに積極的に協力する。規約、住民自治協議会がみずから定めること。役員と代表者、民主的に選出された者であること。

(2) 住民自治協議会の設置。

①代表者が町長に設置の届け出をし、規約及び代表者と役員名簿を通知する。②住民自治協議会は、町づくりに関する情報の提供を求めることができること、町並びに議会は誠意を持ってこれに協力すること。③運営事務局に、町は担当職員を配置すること。④（１）番の要件に満たしていないときは、町長は改善を求めなければならないこと。

（３）住民自治協議会の権限。

①町づくりに関する課題について、住民自治協議会は調査し、検討し、意思決定をして、町づくりの事業をみずから進めることができること。②住民自治協議会は、町づくりの事業について町長に提案し、協力を求めて協議することができること。③町長は、町づくりについて住民協議会に意見を求めたり、協力を依頼することができること。

６、住民自治協議会への行政への支援。

行政は住民自治活動を積極的に支援していかなければならないこと。

（１）住民自治の活動拠点の確保についての支援。（２）住民自治活動に対する財政支援。その内容は、自治協議会が運営費用及び町づくりの公募事業とする。（３）そのほか、住民自治の推進に関すること。

なお、住民自治協議会が提案する町づくりの事業への財政支援については、以下の原則に基づいて実施することを明記する。

１、公募（住民自治協議会が提案したテーマでも、協議会以外の応募があってもよい）。２、第三者委員を含めた審査会による審査。３、事業実施後、審査会が事業の成果を評価する。

住民自治協議会の側からごり押しや、町長からの押しつけが起こらないように、この原則に基づいて別途、行政が補助要綱を定め、その規定に基づいて行うこととする。

７番、住民自治協議会への議会の支援。

議会は、住民自治協議会と意思疎通を図り、協力して町づくりを進めること。住民自治協議会に対して、議会として可能な支援を行うこと。

以上が、本特別委員会で審議した結果、結論です。理事者側においても、これを十分に検討していただき、条例案を作成し、３月議会に提案されることをお願いいたします。

なお、条文案の具体的な検討においては、本委員会の決定の趣旨の確認や意見のすり合わせも必要になるかもしれません。当委員会は、理事者側と協力して、よい条例を制定したいと考えておりますので、必要な協力は惜しまないことを申し添えて、本委員会からの報告といたします。

（「議長、１点だけ修正をちょっとお願いしたいんです。よろしいか」

と呼ぶ者あり)

○議長（廣瀬規矩次君） はい、馬場議員。

○6番（馬場武信君） 委員長報告の中で、最後のほうの一番最後で「住民自治協議会の側からのごり押し」という言葉を使われたと思うんですけども、「ごり押し」じゃなくて「押しつけ」という言葉に変えていただきたいと思っております。その点の修正だけお願いいたします。

○議長（廣瀬規矩次君） 委員長。

○住民自治基本条例制定に関する特別委員会委員長（梅本勝久君） 今、馬場議員から、一番最後のページの上から3行目「住民自治協議会側からごり押し」ということで発表させていただいたんですが、「押しつけ」ということに訂正させていただきます。よろしいですか。

はい。

○議長（廣瀬規矩次君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第47号～議案第59号、議案第62号～議案第64号、承認第19号～承認第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬規矩次君） お諮りいたします。

日程第4、議案第47号 平成26年度三宅町一般会計第7回補正予算についてより、日程第24、承認第21号（専決処分事項報告）平成26年度三宅町一般会計第6回補正についてまでの各議案については、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしたいと思っておりますが、日程第17、議案第60号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定について及び日程第18、議案第61号 三宅町デイサービスセンターの指定管理者の指定については議員に直接の利害関係のある議案と認められますので、本2件を除く議案16件、承認3件を一括上程いたしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認め、一括上程をいたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

それでは、議案第47号 平成26年度三宅町一般会計第7回補正予算案についてからご説明を申し上げます。

まず、歳出人件費については、国の人事院勧告による人件費の予算調整を行っており、各歳出科目での増減が多岐にわたっておりますので説明については省略させていただきますが、今回の人件費の補正額といたしましては1,195万1,000円の増額となっております。

次に、款2 総務費、項1 総務管理費においては、職員採用に係る経費35万9,000円の増額並びに事務封筒不足により封筒の印刷経費等で9万5,000円の増額を行い、企画費では、平成27年度4月より実施予定のタクシー利用補助事業に要する印刷代等で45万7,000円の増額、コンビニ収納サービス等による手数料及び負担金で77万9,000円の増額、一般財源の調整に要する財政調整基金積立金より200万円の減額補正をおのの行っております。

項4 選挙費においては、平成27年3月26日告示予定の奈良県知事及び平成27年4月3日告示予定の県議会議員選挙に係る経費として210万6,000円の増額補正を行っております。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費においては、精神障害者医療扶助費等で86万7,000円の増額、障害者支援事業所相談サポート事業委託料165万3,000円の増額、介護人材確保支援事業委託料111万3,000円の増額、重度心身障害老人等医療費確定による過年度返還金12万7,000円の増額、介護保険特別会計繰出金272万1,000円の増額、後期高齢者医療過年度分負担金として45万9,000円の増額を行っております。

項2 児童福祉費においては、福祉サービス人材確保支援事業委託料95万3,000円の増額、乳幼児医療費過年度返還金27万5,000円の増額、ひとり親家庭等医療費過年度返還金等で21万円の増額、幼稚園費では、旧上但馬保育所駐車場用地の売却について、売却予定地の境界画定等に相当の時間を要することから、売却から貸し付けに事業変更を行うため、売却に要する108万円の減額補正を行い、貸し付けに要する工事費12万円の増額補正を行うものであり、備品購入費の29万5,000円の減額は、事業執行の残額等によるものであります。

款4 衛生費、項1 保健衛生費においては、デイサービスセンターの寝台浴槽並びに昇降式リフト浴槽の修繕が生じ34万4,000円の増額、無病息災事業の地区活動組織の報酬費等で6万6,000円の増額を行っております。

款6 農林水産業費、項1 農業費においては、伴堂池の転落防止柵等の修繕費として49万5,000円の増額及び河川の井堰診断業務の確定により240万円の減額補正予算を行っております。

款8 土木費、項2 道路橋梁費においては、町道50号線の登記手数料予算の執行見込み額確

定により1,000万円の減額並びに小学校東側側溝清掃工事費として243万4,000円の増額を行い、道路新設費では、社会資本整備総合交付金事業の道路舗装工事補助金の額の確定により、委託料及び工事請負費を合わせて2,676万7,000円の減額補正を行ったものであります。

項3都市計画費においては、高度地区指定検討業務並びに都市計画基礎調査業務の事業費の確定により188万円の減額を行い、項6のまちづくり費の市街地整備については、地権者等の意向を踏まえて誘導的なエリアを設定することが必要なことから、ニュー屯倉地区産業用地活用に伴う所有者意向調査委託料として183万9,000円の増額補正予算を行ったところであります。

款9消防費、項1消防費においては、防災行政無線個別受信機設置啓発折り込み手数料として7,000円の増額予算を図っております。

款10教育費、項1教育総務費においては、式下中学校用地の未登記に係る法律相談業務委託料並びに地方教育行政の組織運営に関する法律の一部改正に伴う例規整備支援業務委託料を合わせて109万1,000円の増額を行っております。

項4幼稚園費においては、園舎の汚水ポンプの故障により、取りかえが必要なことから8万7,000円の増額を図っております。

項6保健体育費においては、教育委員会所有の卓球台の1台が老朽化により使用に支障を来しており、購入が必要となったことから12万9,000円の増額を行っております。

款12公債費においては、平成26年度において、県内の市町村の高利率の借入債を無利子の県市町村振興基金からの借り入れに借りかえを行うことで公債費の縮減を図ることを目的として、奈良県市町村財政健全化支援事業が県の新規事業として実施されており、本町においても申請を行い、本年10月16日に県より一般会計債の住宅新築資金貸付事業並びに宅地取得資金貸付事業のおのおの2本の計4本の借り入れに対して内示がありましたので、元金及び利子を合わせて897万3,000円の増額補正を行っております。

款14予備費においては、歳入歳出予算の財源調整を行うため、1,695万3,000円の減額を行っております。

次に、歳入につきましては、款11分担金及び負担金においては、保険衛生負担金で高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種開始に伴い、個人負担金として30万円の増額を行っております。

款13国庫支出金及び款14県支出金においては、土木補助金で社会資本整備総合交付金事業の道路舗装工事補助金の額の確定により1,140万円の減額、県の緊急雇用創出事業交付金として371万9,000円の増額、その内訳としては、福祉サービス人材確保支援事業委託料95万

3,000円の増額、障害者支援事業所相談サポート事業委託料165万3,000円の増額、介護人材確保支援事業委託料111万3,000円の増額を図っており、奈良県市町村財政健全化支援事業補助金80万円の増額、心身障害者医療費県補助金及び精神障害者医療費県補助金を合わせて46万3,000円の増額、総務委託金では、県知事及び県議会議員選挙事務委託金等で208万4,000円の増額を行っております。

款15財産収入においては、旧上但馬保育所駐車場用地の売却予定地の境界確定等に相当の時間を要することから、売却から貸し付けに事業変更を行うため、旧上但馬保育所駐車場貸し付け収入として4万円の増額並びに同土地の売却の収入1,105万6,000円の減額補正を行っております。

款19諸収入、項6雑入においては、河川の井堰診断業務の確定により240万円の減額補正予算を行っております。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におのおの2,258万7,000円を増額し、予算総額を34億912万3,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第48号 平成26年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算案については、歳出の款1総務費の総務管理費391万4,000円の増額は、平成27年度の介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修に要する電算システム委託料の増額であり、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費の居宅介護福祉用具購入費14万4,000円の増額並びに居宅介護住宅改修費98万4,000円の増額については、要介護認定者の増加により、居宅介護福祉用具購入件数及び住宅改修給付件数の増加並びに介護予防住宅改修費の1件当たりの給付額の増加が生じたため、23万8,000円の増額の補正予算を行っております。

款5の地域支援事業につきましては、国の人事院勧告による人件費の予算調整を行っており、今回の人件費の補正額としては10万5,000円の増額となっております。

款7予備費においては、歳入歳出予算の財源調整を行うため、29万3,000円の減額を行っております。

歳入の款4国庫支出金では、現年度介護給付費国庫負担金27万3,000円の増額並びに介護保険制度改正システム改修事業補助金等152万9,000円の増額を行い、款5支払基金交付金においても、現年度分介護給付費交付金39万6,000円の増額を行っており、款6県支出金においても、現年度分介護給付費県負担金等で17万3,000円の増額補正を行っております。

款7繰入金では、一般会計からの職員の人件費並びにおのおののサービス給付費等に係る繰入金の調整を行い、272万1,000円の増額を行っております。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におのおの509万2,000円を増額し、予算総額を6億4,082万1,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第49号 平成26年度三宅町公共下水道事業特別会計第1回補正予算案については、歳入では、下水道事業補助金30万円を増額するとともに一般会計繰入金30万5,000円を増額を行っております。

歳出では、一般管理費で人事院勧告に伴う職員人件費11万2,000円を増額並びに公共下水道長寿命化計画策定業務に関する委託料60万5,000円を増額と、款3予備費においては、歳入歳出予算の財源調整を行うため11万2,000円を減額する予算の組み替え補正を行っております。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におのおの60万5,000円を増額し、予算総額を3億3,690万5,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

議案第50号 平成26年度三宅町水道事業会計第6回補正予算案については、国の人事院勧告により、款21水道事業費用の予備費から人件費に9万2,000円の組み替えを行うべく補正予算を行っております。

議案第51号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定案について、議案第52号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案についての2件は、平成26年8月、人事院より、一般職の国家公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しの実施が国会及び内閣に対して勧告されました。それに伴い、内閣総理大臣を初めとする特別職の職員についての給与に関する法律の一部改定が行われたことから、本町においても、さきの人事院勧告を考慮し、一般職の給与水準の改定並びに賞与についても年間0.15月分引き上げられるため、それに準じ、議会議員並びに特別職の職員についても賞与の支給月数を年間0.15月分引き上げるため、条例の一部改正を行うべく提出をいたしました。

議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、平成26年8月、人事院が2014年給与改定勧告において、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に民間給与との較差0.27%を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を平均0.3%引き上げ、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当を0.15月分、そして通勤手当については、交通用具使用者に係る手当を、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げる勧告が行われたことから、本町においても国の人事院勧告を考慮し、職員の給

料、勤勉手当及び通勤手当について改定を行うため、議会の議決を求めるべく提出を行ったものであります。

議案第54号 三宅町議会の議決すべき事件に関する条例の制定案についての定住自立圏構想は、中心市と近隣市町村が役割分担し、生活に必要な機能を確保するとともに、生活の利便性や地域の魅力の向上を図ることを目的に始まった新しい広域連携の施策であり、本町に対して中心市となる天理市と定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結等を行うため、このたび条例の制定が必要なことから提出いたしております。

議案第55号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定案については、社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金の額を3万円から1万6,000円に見直しすること並びに出産育児金の総額については42万円を維持することが決定されたことにより、出産育児一時金については40万4,000円、加算額の上限については1万6,000円に改正を行うべく、条例の一部改正を提案いたしております。

議案第56号 三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定案については、母子及び寡婦福祉法の母子及び父子並びに寡婦福祉法への法律の名称変更及び条文中、配偶者のいない男子の定義について、同法第17条に規定されていた配偶者のない女子に相当する男子についてを引用していたが、同法6条において、配偶者のない女子と同様に配偶者のない男子の定義が明記され、17条については相当する定義が削除されたため、条例においても同様の記載に改めることから条例の一部改正を提出いたしております。

議案第57号 三宅町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、広域連合が定める細則に沿って事務を執行することとなっており、今般、後期高齢者医療制度において保険料の徴収については市町村の徴収職員証を各市町村の規定で定めることとなったため、条例の一部改正を提出いたしております。

議案第58号 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定案については、第3次地域主権一括法による介護保険法の改正により、指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項を定めるとともに、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定が必要なことから、本条例の制定案の提出をいたしました。

議案第59号 三宅町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定案については、

第3次地域主権一括法の施行に伴い、条例委任された包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定が必要なことから、本条例の制定案の提出をいたしました。

議案第62号 三宅町上但馬老人憩の家の指定管理者の指定案については、施設の設置趣旨や利用者状況を勘案し、設置された地域における自治振興や施設運営の効率性などの観点から、非公募にて現在管理運営を受託している上但馬老人クラブより指定管理者指定申請書及び事業計画書等の提出を受け、三宅町公の施設指定管理者選定審査会において厳正な審査を行い指定管理者候補者を定めたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者候補者として、奈良県磯城郡三宅町大字但馬408番地の1、上但馬老人クラブ、会長吉岡弘子、指定期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を願うべく提出いたしております。

議案第63号 三宅町上但馬団地老人憩の家の指定管理者の指定案については、三宅町老人憩の家は、平成18年度から三宅町老人憩の家について指定管理者制度の導入を図ってきたところではありますが、平成26年度をもって4度目の指定期間が終了することから、住民サービスの向上と施設の利便性を高め、効果的、効率的な運営等に係る提案を行う指定管理者を公募したところ、1事業者から申請があり、三宅町公の施設指定管理者選定審査会において厳正な審査を行い指定管理者候補者を定めたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者候補者として、奈良県磯城郡田原本町大字鍵301番地の1、特定非営利活動法人なら人権情報センター、理事長植村照子、指定期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を願うべく提出いたしております。

議案第64号 三宅町道路線の変更案については、三宅町大字伴堂680-4番地及び681-4番地の開発行為に係る道路用地の寄附引き渡しがあったことに伴い、既設道路線の終点位置の変更が生じたため、町道の一部変更を行うべく提出をいたしております。

承認第19号 (専決処分事項報告) 平成26年度三宅町一般会計第5回補正予算案については、あざさ苑玄関のガラスの破損により、利用者の安全性を確保するため早期に修繕が必要となり、修繕費不足により増額補正予算が生じたため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出をいたしております。

承認第20号 (専決処分事項報告) 平成26年度三宅町水道事業会計第5回補正予算については、浄水場内の配水流量計更新工事については平成26年度の当初予算においてご承認いた

だき、現在工事を実施しておりますが、9月26日に実施した夜間工事において、既設仕切弁の老朽化が原因によりループ配水管への切りかえが不能のため、流量計の取りかえができず、一旦工事を中止しました。検討した結果、配水管の移設工事をせずに断水して施工した場合5日間程度町全域断水をしなくてはならず、その間、奈良県営水道の受け入れも不可能であるため、町民の生活にも支障を来し、また24時間稼働の工場もあり、事業者に対する営業補償等の問題も生じることから、新たにループ配水管を不断水工事で施工することが最適であると思われます。なお、特注機器を使用する工法であり、製造期間に時間を要するため、早急に施工するには12月の定例議会では間に合わないことから、配水管の移設工事費1,300万円の増額補正予算が生じたため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出をいたしております。

承認第21号（専決処分事項報告）平成26年度三宅町一般会計第6回補正予算については、11月21日に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙が平成26年12月2日公示、同12月14日投開票とされたことから、こうした動きを受け、衆議院議員選挙に向けた予算が必要となり、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し承認を願うべく提出をいたしております。

以上が本定例会に提出いたしました議案19件の概要説明でありますので、議員各位におかれましては、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第17、議案第60号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定について及び日程第18、議案第61号 三宅町デイサービスセンターの指定管理者の指定についての2件を除いた日程第4、議案第47号 平成26年度三宅町一般会計第7回補正予算についてより日程第24、承認第21号（専決処分事項報告）平成26年度三宅町一般会計第6回補正についてまでの議案16件、承認3件を一括議題とし、質疑を許します。

総括質疑について通告を受けておりますので、7番議員、松田睦男議員の発言を許します。自席で結構です。

○7番（松田睦男君） 今、町長のほうからいろいろと説明がございました。ちょっと早口でありましたので聞き漏らした点多々ありますが、一応、総括質問ということで4点ほどさせていただきます。

まず、第1点ですが、議会費で288万6,000円の増額、その内容は給料175万5,000円、職員

手当等76万7,000円、共済費36万4,000円となっています。議会事務局の職員配置がえで増額なのでしょうか。今回の職員は税務課より事務局への配置となっており、一方、税務総務費では233万9,000円減額、給料が142万4,000円、職員手当等64万円、共済費27万5,000円となっています。職員の配置がえで昇進とか昇給があるのでしょうか。ちょっと税務課から事務局に来た、それだけでこれだけ増額になったその内容をお聞かせください。

それと、議案第51号、52号、53号が差しかえられ、また議案第47号 平成26年度三宅町一般会計第7回補正予算書も差しかえられました。また、けさ方も一部議案書の差しかえがございました。これはいずれも条例の一部改正ですが、いずれも議員や特別職、一般職の増額、これにつきましては人事院勧告云々ということで説明がありましたが、その説明の前に総括質問書を出しましたので、若干そのあたりは総括質問としてはいかがなものかと、今そういうふうに感じていますが、これで年間どれぐらいの総額になるのでしょうか、お教えください。

3点目、議案第58号、第2章指定介護予防支援事業者の認定、誰がどのような方法で行ったのか、また従業員の員数や第4条、第5条の員数の確保の見通しはどうなっているのでしょうか。第21条のめどは立っているんですか。三宅町に対象者は何人いるのか、これに対する予算はどうなっているんですか。

4点目、議案第59号、地域包括支援センターはどこにあるのか。運営協議会の意見を踏まえ云々とありますが、協議会のメンバーの氏名と人数を示していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（廣瀬規矩次君） 答弁を求めます。

（「通告外の総額は削除して」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 改めて言わんといけませんか。答弁をされて、松田議員が質問されたときにこれはありませんよと。改めて先に言っておきましょうか。

総括質問の2番目の項目の中で総額というのは質問の中に通告されておきませんので、これは割愛したいと思います。

答弁をお願いします。

中川部長。

○総務部長（中川 章君） 松田議員のまず1点目のご質問について回答させていただきます。

松田議員ご指摘の議会費の件費288万6,000円の増額につきましては、議会事務局への職

員の人事異動に係る人件費の増額補正のみではなく、同事務局職員の人事院勧告に伴う給料及び手当等の増額改定に伴うものが含まれております。その内訳といたしまして、人事異動に係る補正予算額は、一般職職員給料で169万3,000円、一般職の職員手当74万4,000円、共済費34万8,000円が増額されております。また、人事院勧告に要する議会事務局職員2名分の一般職給料6万2,000円、一般職員の職員手当2万3,000円、共済費1万6,000円がおのこの増額されております。

次の税務総務費におきましては、人件費233万9,000円が減額されておりますが、その内容といたしましては、人事異動に伴う昇進や昇給ではございませんので、先ほどの人事異動職員に係る人件費が一般職の職員給料といたしまして169万3,000円、一般職の職員手当74万4,000円、共済費34万7,000円が減額補正となっております。共済費におきましては1,000円の誤差がございますが、これは歳出予算に係る端数処理によるものでございます。

また、同費目内の人件費の支弁職員7名分の人事院勧告に伴う人件費の増額といたしまして、一般職の職員の給料26万9,000円、一般職の職員手当10万4,000円、共済費7万2,000円が増額補正となっております。

今回の補正予算につきましては、議会費並びに税務総務費におきましては、職員の人事異動に伴う人件費の組みかえ並びに人事院勧告に伴う人件費の補正予算を行ったものでありまして、職員の配置がえによる昇進、昇級による補正予算ではございません。それと、職員の人事異動による配置がえに伴う昇進時における昇給についてもあり得るということをお答えさせていただきます。

続きまして、質問2点目についてご回答させていただきます。

まず、本定例会に上程させていただきました各議案の訂正につきまして、議員皆様にはご迷惑をおかけいたしましたことにつきましておわび申し上げます。

議員ご指摘の報酬及び給与に関する議案第51号、第52号の条例改正につきましては、先ほど町長より提案説明でありましたように、平成26年8月、人事院より、一般職の国家公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しの実施が国会及び内閣に対して勧告されました。それに伴いまして国の特別職の職員についての給与に関する法律の一部改定が行われることから、本町におきましても、さきの人事院勧告を考慮いたしまして、一般職の職員の給与水準の改定並びに賞与についても年間0.15月分が引き上げられるため、それに準じまして、議会議員並びに特別職の職員につきましても賞与の支給月数を年間0.15月分引き上げるための条例の一部改正を行うところであります。

今回、議員並びに特別職の賞与に増額が必要となりますが、この予算につきましては現計予算の中で執行が可能であることから、今回の議案第47号の補正予算には増額の計上はいたしておりません。

それと、続きまして一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案につきましては、人事院勧告において、民間給与との較差を埋めるため、俸給表の水準を平均0.3%引き上げ、勤務実績に応じた勤勉手当を0.15月分、そして通勤手当につきましても、使用距離の区分に応じまして100円から7,100円までの幅で引き上げる勧告が行われたことから、本町におきましても国の人事院勧告を考慮しまして、職員の給料、勤勉手当及び通勤手当について改定を行うものであります。よって、一般職の職員の給与に関する給与並びに手当等につきましては、議案第47号 平成26年度三宅町一般会計第7回補正予算において増額となっております。

以上でございます。

○議長（廣瀬規矩次君） 松本部長。

○くらし創造部長（松本幹彦君） それでは、私のほうから質問の3点目、4点目についてお答えをさせていただきます。

3点目の指定介護支援事業者でございますが、本条例につきましては、第3次地方分権一括法による介護保険法の改正により、従来厚生労働省令で定められていた基準を市町村が定める必要が生じたための条例制定でございます。この条例の基準を満たした事業所については、町が審査を行い指定することとなります。

それから、次の以下のご質問につきましては、事業者が確保するものであって、町が確保するものではございませんので、本来、町では回答できません。

それから、質問4点目でございますが、地域包括支援センターは現在、長寿介護課にございます。先日、議員の皆様にはご説明申し上げましたが、平成27年度より社会福祉法人三宅町社会福祉協議会のほうへ委託する予定をしております。

それから、運営協議会の委員は、三宅町地域包括支援センター運営協議会設置条例第3条に規定する介護保険サービス事業者、医師、介護支援専門員、1号被保険者及び2号被保険者、権利擁護、相談事業等を担う関係者、それから民生児童委員、町職員の合計8名でございます。

以上で回答を終わります。

○議長（廣瀬規矩次君） 以上で答弁が終わりました。

再質問ありますか。

はい、松田議員。

○7番（松田睦男君） ただいま法の改正とかそういうことでいろいろ答弁いただいたんですが、ただ聞いておるだけでは、私自身そのときには頭に入ったようですが、後で今の回答を文書でお願いしておきます。

以上です。

○議長（廣瀬規矩次君） これは、議事録が出るからそれを参照していただけたらと思いますけれども。

はい、松田議員。

○7番（松田睦男君） 回答を答弁されたんでしょう。その原稿があるからそれを下さいと言うておるわけですよ。

○議長（廣瀬規矩次君） 理事者側、どうですか。

中川部長。

○総務部長（中川 章君） 私ども今ご回答申し上げましたけれども、今回の内容につきましては既に事務局のほうへもお渡ししております。会議録の調製も早急にするようなことも聞いておりますので、後は事務局のほうと折衝していただいたらというふうに理事者側としてはお答えするしか今現段階ではできませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（廣瀬規矩次君） はい、松田議員。

○7番（松田睦男君） そしたら、議会事務局長へこの件について相談して、そして事務局長からまた回答いただくと、そういうことですね。それでいいんですか。

○議長（廣瀬規矩次君） それでよろしいか。

○7番（松田睦男君） それでいいんですね。

○議長（廣瀬規矩次君） はい、そのところで調整いたします。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第4、議案第47号 平成26年度三宅町一般会計第7回補正予算についてより日程第7、議案第50号 平成26年度三宅町水道事業会計第6回補正予算についてまでの4件を一括で採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) ご異議なしと認め、採決をいたします。

採決は起立で行います。

本4件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣瀬規矩次君) 起立全員と認めます。

よって、本4件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第8、議案第51号 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてより日程第10、議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括で採決いたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 異議なしと認め、採決をいたします。

本3件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣瀬規矩次君) 起立多数と認めます。

よって、本3件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第11、議案第54号 三宅町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてより日程第16、議案第59号 三宅町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてまでの6件を一括で採決いたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 異議なしと認めます。採決をいたします。

本6件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣瀬規矩次君) 起立全員と認めます。

よって、本6件は可決することに決定しました。

お諮りいたします。

日程第19、議案第62号 三宅町上但馬老人憩の家の指定管理者の指定についてより日程第

20、議案第63号 三宅町上但馬団地老人憩の家の指定管理者の指定についてまでの2件を一括採決したいと思います。これに異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) ご異議なしと認め、採決をいたします。

本2件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣瀬規矩次君) 起立全員と認めます。

よって、本2件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第21、議案第64号 三宅町道路線の変更についてを採決いたします。

本件は原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣瀬規矩次君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第22、承認第19号 (専決処分事項報告)平成26年度三宅町一般会計第5回補正についてより日程第24、承認第21号 (専決処分事項報告)平成26年度三宅町一般会計第6回補正についてまでの3件を一括採決したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) ご異議なしと認め、採決をいたします。

本3件は原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣瀬規矩次君) 起立全員と認めます。

よって、本3件は可決することに決定をいたしました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬規矩次君) 日程第17、議案第60号及び日程第18、議案第61号は、私に直接の利害関係がありますので、ここで議長を副議長と交代いたします。

渡辺副議長、議長席へ着席をお願いいたします。

○副議長(渡辺哲久君) それでは、議事を再開します。

日程第17、議案第60号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてを議題といたします。

廣瀬規矩次君、梅本勝久君は、直接の利害関係がある議案であると認められますので、地方自治法第117条の規定により両君の退場を求めます。

(廣瀬規矩次議員、梅本勝久議員退場)

○副議長(渡辺哲久君) それでは、議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長(志野孝光君) 議案第60号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定案については、当該施設の管理運営に当たり、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を図るため平成24年度に指定管理者の指定を行いました。平成26年度末をもって指定期間が終了することから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者の公募を行ったところ、1事業者から申請があり、三宅町公の施設指定管理者選定審査会において厳正なる調査審議が行われた。

その結果を総合的に判断し、奈良県磯城郡三宅町大字伴堂848番地の1、社会福祉法人三宅町社会福祉協議会、副会長宮北 功を平成27年4月1日から平成30年3月31日まで当該施設の指定管理者として指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を願うべく提出いたしております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長(渡辺哲久君) ただいま説明が終わりました。

質疑の通告がないため、質疑は終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡辺哲久君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第17、議案第60号 三宅町保健福祉施設あざさ苑の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件は原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(渡辺哲久君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（渡辺哲久君） 日程第18、議案第61号 三宅町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議案第61号 三宅町デイサービスセンターの指定管理者の指定案については、当該施設の管理運営に当たり、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を図るため平成24年度に指定管理者の指定を行いました。平成26年度末をもって指定期間が終了することから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者の公募を行ったところ、2事業者から申請があり、三宅町公の施設指定管理者選定審査会にて厳正なる調査審議が行われた。

その結果を総合的に判断し、奈良県磯城郡三宅町大字伴堂848番地の1、社会福祉法人三宅町社会福祉協議会、副会長宮北 功を平成27年4月1日から平成30年3月31日まで当該施設の指定管理者として指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を願うべく提出いたしております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（渡辺哲久君） ただいま説明が終わりました。

質疑の通告がないため、質疑は終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（渡辺哲久君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第18、議案第61号 三宅町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件は原案どおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（渡辺哲久君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

退場しておられます廣瀬規矩次君、梅本勝久君、両名に入場していただきます。

(廣瀬規矩次議員、梅本勝久議員入場)

○副議長(渡辺哲久君) 廣瀬議長が入場されましたので、議長を交代いたします。

廣瀬議長、議長席へ着席願います。

○議長(廣瀬規矩次君) 再び会議を進めます。

◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長(廣瀬規矩次君) 日程第25、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

はい、志野町長。

○町長(志野孝光君) 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、1名の委員が平成27年3月末をもって任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき推薦を行うにつき、議会の意見を願うものであります。

氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 磯城郡三宅町大字石見501番地の2。

氏名 上松敏子。

生年月日 昭和23年5月14日生まれ。

再任でございます。ご推薦のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(廣瀬規矩次君) ただいま町長の説明が終わりました。

ご意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 意見なしと認めます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣瀬規矩次君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定いたしました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬規矩次君) 日程第26、発議第5号 婚姻歴のないひとり親家庭の父・母に対す

る、保育料ほか公営住宅賃料等の算定の取り扱いに対する請願についてを議題とし、上程いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 異議なしと認め、提出者の渡辺哲久議員から提案理由の説明を求めます。

○1番(渡辺哲久君) 婚姻歴のないひとり親家庭の父・母に対する、保育料ほか公営住宅賃料等の算定の取り扱いに対する請願を發議いたします。別紙の内容の要旨のみ提案します。

対象となる人は、母子家庭で婚姻歴のない、現に就労して収入を得ている人です。生活保護の世帯等は対象ではありません。所得税法、地方税法に寡婦控除という規定がありますが、婚姻歴のない人の場合は寡婦控除の対象外となっています。寡婦控除自身は数千円規模の大きな額ではないのですが、これが保育料の算定や公営住宅の家賃の算定に流用されますので、多い人では年間十数万に至るという例も聞いています。

平成23年度の全国母子家庭世帯等調査によると、母子世帯の就労年収は181万円で、一般家庭の4割です。そのうち死別家庭が256万円、離別176万円ですが、とりわけ未婚世帯は160万円となっており、他の母子世帯に比べて最も低くなっています。このように、子育てをしている世帯の中で未婚の母子世帯が最も貧困の状態にあると言えます。

所得税法、地方税法の改正によって離婚歴のない母子世帯も対象に加えるのが本来であるというふうに思いますが、それには多くの時間がかかると思います。保育料等の算定においては、子供の人権や子育て支援の充実を進めている三宅町においても、三宅町の裁量で寡婦控除のみなし適用に迅速に改善対応することは可能です。ここに改善の請願をいたします。そういう請願を受けています。

実際に担当課に問い合わせたところ、対象者は三宅町においては少数であると。予算的にも大きな問題にはならないであろうと推測しています。本議会においてこの請願を採択し、行政サイドにおいても前向きな対応をお願いしたいと思います。

以上で提案を終わります。

○議長(廣瀬規矩次君) ただいま渡辺哲久議員からの提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

日程第26、発議第5号 婚姻歴のないひとり親家庭の父・母に対する、保育料ほか公営住宅賃料等の算定の取り扱いに対する請願についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣瀬規矩次君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

◎一般質問

○議長(廣瀬規矩次君) 日程第27、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 馬 場 武 信 君

○議長(廣瀬規矩次君) 6番議員、馬場武信君の一般質問を許します。

はい、馬場議員。

○6番(馬場武信君) 6番議員、馬場でございます。

子供たちの学力テストの結果についてをただします。

子供たちの教育水準は、その地域の評価にも影響を及ぼします。孟母三遷の教えではありませんが、子供の教育に際し環境がいかに大切であるかは論をまちません。居住地選定の一要因ともなります。

特別委員会での意見交換会でも、学力低下の懸念は出されております。

平成26年4月に実施されました小学校6年生を対象とした全国学力・学習状況調査結果の概要が発表されました。国語、算数の基礎的な知識、技能や思考力、判断力、表現力を問うもので、残念なことに三宅小学校のテスト結果は全国、県を大幅に下回っております。全体の総合順位でも、奈良県は前年度の17位から大幅に順位を下げ、27位となっております。

学力テストの結果公表に関しては、各自治体教育委員会で温度差はありますが、学力の底上げがなされると分析されております。

この学力テストは平成19年度から開始されておりますが、三宅小学校の学力の推移をお示

してください。

次に、教育委員会として、今回の学力テストの結果をどのように認識され、子供たちの学力レベルの向上の施策をお示し願いたいと思います。

以上。

○議長（廣瀬規矩次君） 馬場議員の質問が終わりました。答弁をお願いいたします。

はい、教育長。

○教育長（土江義仁君） 6番、馬場議員の全国学力テストの結果についての一般質問にお答えします。

平成19年より実施されています全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題及び改善を図ることを目的としております。

本調査により測定した結果は、学力の特定の一部分と学校におきます教育活動の一側面であり、本町の児童・生徒の学力、教育活動全般を測定したものではないことを踏まえていただきたいと考えております。

まず、学力の推移につきましては、平成19年度から平成25年度末までの本調査は非公表となっておりますので、概略の説明とさせていただきます。

平成19、20年度の平均正答率は全国、県とほぼ同じぐらいでしたが、平成21年度の平均正答率はやや低い結果でありました。平成22年度は希望抽出のため、三宅町は実施していません。平成23年度は、東日本大震災のため実施はされていません。また、平成24年度は希望抽出のため、三宅町は実施いたしましたが、同等の比較はできないものと考えております。平成25年度の平均正答率は、全国、県よりもやや高い結果でございました。平成26年度の平均正答率は、ホームページでもお示しのとおり、やや低い結果でございました。

次に、教育委員会として、今回の学力テストの結果をどのように認識し、学力のレベル向上の対策を示していただきたいとの問いにつきましては、今年度の調査結果から、国語については朝読書の徹底を図り、文字や文章と親しむ習慣を身につけさせるとともに、読解力をつけさせるための指導方法の工夫、改善が必要であり、漢字等の言語事項については、朝の学習、授業、家庭学習で反復練習を行うなどの必要があると考えております。また算数においては、計算等の基礎基本の定着を図るとともに、数量関係に関する授業を工夫、改善する必要があると考えております。

以上の現状を踏まえまして、学力の向上を目指す取り組みとしまして、1つ目、今年度の

小学校の研修テーマでもある子供が主体的に学び高め合う授業づくり、教授型の授業からの脱却を目指して、子供たちがみずからの課題を見つけ、その解決に向けて学んでいこうとする授業への転換及び達成感をより深く味わえるような授業づくりが急務であることから、全ての学年で授業研究等の取り組みを通して教師一人一人の力量を高め、授業改善に向けた研修を深めることと考えております。

2つ目、校内に学力向上に向けました研究推進委員会を組織し、朝学習や全国及び奈良県学力テストの分析等を行い、児童の学力向上に向けた取り組みを推進することと考えております。

3つ目、2人以上のティームティーチング方式や少人数授業などを取り入れながら、学習内容に応じた効果的な授業形態を工夫すること、4つ目、家庭への啓発としまして家庭学習の手引きを配布すること、以上4点が取り組みの内容であります。

最後に、三宅町では、児童・生徒の学力の向上には学校と家庭、地域の連携が必要であり、より一層の連携、協働を深め、地域とともにある学校づくりに努めたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いし、馬場議員の一般質問の回答といたします。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬規矩次君） 再質問ございますか。

はい、馬場議員。

○6番（馬場武信君） 再質問ですが、教育委員会として学力テストの結果を真摯に受けとめ、教育現場と密接に連携して子供たちの学力向上に取り組む、その姿勢はおおむね了解いたしました。

その上で、まず1点目、三宅小学校の学力の推移は全体の流れとして全国、県のどの位置に属するのか、上位か下位か、教育行政の責任者としての考えを伺います。

次に、個別案件で、平成25年度は全国、県平均より高目だったのが平成26年度になるとマイナス7ポイントとホームページでうたわれております。この上下の振れが大きい原因は何か、検討はされましたかどうか。

ここで気がかりな点は、ホームページ上に学習意欲の低さが顕著であると記されております。この傾向は、今年度に限定した傾向なのか毎年の三宅小学校の流れなのか、責任者としての見解を求めます。

○議長（廣瀬規矩次君） はい、教育長。

○6番（馬場武信君） できれば教育委員長さん、現場の方、委員長の方で。

○議長（廣瀬規矩次君） 教育委員長のほうで答弁を求めるわけですか。

○6番（馬場武信君） はい。

○議長（廣瀬規矩次君） そしたら教育委員長。

（「ちょっと議長、促さなあかんで」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 教育委員長、答弁できますか。

（「かわりに代弁してくれはったらええんちゃうの」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 教育委員長、答弁できますか。

はい、吉岡教育委員長。

○教育委員長（吉岡藍一君） ただいまの質問に対しての回答をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、全国、県の平均に対して上下することがございます。

続きまして、2点目でございますけれども、年によりまして問題の難易度が違うことと、本町の三宅小学校の学力テストに特化した教育をしておりません状況があります。今後、学力テストの対応を踏まえた取り組みを充実させる必要があると考えております。

3つ目です。回答させていただきます。学習意欲の低さが顕著である傾向とされ、この傾向は今年度に限定した傾向なのかの質問にお答えします。

三宅町児童・生徒、今年度の実態のみならず、多少の高い、低い差異はあるものの、毎年の流れで学校全体的な傾向であると考えられます。このことから、先ほど回答いたしました学力向上を図るための4つの重点目標に取り組む必要があると考えています。

ご理解いただけますようお願いし、再回答とさせていただきます。

○議長（廣瀬規矩次君） 馬場議員。

○6番（馬場武信君） 1点だけお願いいたします。

教育行政のあり方として、教育長と教育委員長の責務分担ははっきりされておりますか。

その辺だけご回答ください。

○議長（廣瀬規矩次君） それはどなたに答弁……。

○6番（馬場武信君） どちらでもできるでしょう。

○議長（廣瀬規矩次君） どちらで答弁されますか。そしたら教育長、お願いいたします。

土江教育長。

○教育長（土江義仁君） 6番、馬場議員の教育長と教育委員長の行政の分担ということでございますけれども、あくまでも三宅町の教育委員会の代表は教育委員長でございます。私は教育の関係で実際、実務を行おうと考えておりますので、やる業務等につきましては教育

委員長とともに足並みをそろえながら進めていきたいと考えております。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（廣瀬規矩次君） 馬場議員。

○6番（馬場武信君） 了解しました。先ほどの姿を見ていましたらちょっと私、不安に覚えたものですから、その辺で今、もう一度はっきりと、その辺、両方と協議しながら進めていただきたいと思います。

終わりです。

◇ 植 村 ケイ子 君

○議長（廣瀬規矩次君） 続きまして2番議員、植村ケイ子議員の一般質問を許します。

○2番（植村ケイ子君） 一般質問させていただきます。

1、学童保育クラブの現状について。

本年4月から学童保育クラブに指定管理者制度が適用される段階で、制度適用の効果を測定できるように準備をすべきだと6月定例議会で一般質問をさせていただきました。回答では、定員80名を超え、待機学童7名ということでしたが、その後の推移はどうか。特に、待機学童は解消されたのか、また、保育の指導員がかわり学童に与えている影響を知りたいと思います。

次に、三宅町子ども・子育て支援事業企画のためのアンケート調査の自由意見を見ますと、最も多い意見は、学童保育クラブの場所が遠過ぎるから利用できないあるいは利用しにくい、小学校を使ってやってほしいというものでありました。次の4点について回答してください。

①利用者数は平成25年度の実績と比べて増加していますか。4月から10月の月次の利用者実績でお答えください。

②指定管理者制度移行後に利用者保護者へのアンケート調査は実施されましたか。

③日報、月報は提出されていますか。

④将来的に、学童保育クラブの運営施設を移転する、あるいは複数地区に分散して運営するような企画はありますか。

2、三宅町の道路整備計画についてお尋ねします。

京奈和道三宅インター周辺及び側道の工事が進捗しています。それにあわせて町道2号線交差点の高架工事なども行われています。

三宅インター開設によって、人、物の流通が盛んになり、三宅町の活性化を期待する声が

高いのですが、反面、交通量がふえることは三宅町内の町道の車両の通行量もふえることを意味しています。さらに、田原本町での大型店舗の開店等をも考慮し、また三宅町が観光開発を進めて観光客の誘致を促進するのなら、なおさらに車だけでなく、歩行者の町道の利用が増加することが予想されます。

町内道路の整備は、児童、高齢者の交通安全や隣接地域への買い物、医療機関への移動の利便性などの面から、住民の最大の関心事であります。狭隘な部分を多く残す現在の町道では、歩行者の交通安全を確保するのも困難なところが見られ、町道の整備は急務だと思われ

ます。

そこで質問します。町道の整備計画はどうなっていますか、お答えいただきたい。

3、医療・介護総合法について。

平成26年度の通常国会で医療・介護総合法が成立しています。ことし7月には、厚生労働省は都道府県の介護保険担当者を集めた会議を開催し、総合法の具体化に向けてガイドライン案、告示案、政省令案などを明らかにしました。また平成27年度は第6次介護保険料の見直し年度になっています。

そこで、次の2点の質問。

①総合法の施行による三宅町での影響はどのようなものですか。

②介護保険料の見直しで、三宅町では現年度保険料と比較してどうなりますか。

○議長（廣瀬規矩次君） はい、町長。

○町長（志野孝光君） 2番、植村議員の一般質問のうち、三宅町の道路整備計画について回答をさせていただきます。

まず、歩行者への安全対策といたしましては、現在、京奈和自動車道三宅インターチェンジ及び一般部開通に伴う道路整備が国により行われております。その中で、三河交差点改良工事に伴い、交差点から東に向けての町道1号線に係る滞留長の道路拡幅整備にあわせ、歩行者の安全確保を図るため、町において交差点より東側へ110メートルの歩道を設置してまいります。現在の進捗状況につきましては、既に用地売買契約の締結を完了しており、京奈和自動車道一般部の供用開始にあわせ早期の工事完成を図るべく、現在、国と最終的な調整を行っております。

また、伴堂東交差点から石見駅に係る町道2号線の道路整備につきましても、児童等の通学路でもあり、京奈和自動車道を安全に横断するため、地元住民並びに関係団体等の要望により、横断歩道橋を設置するために国に強く働きかけてきた結果、一般部の供用開始にあわ

せ、北側には横断歩道橋及び南側には横断歩道等の設置工事が現在進められているところがあります。また、石見駅への道路整備につきましても、既に道路拡幅と歩道整備を部分的に完了していますが、石見駅周辺整備事業との整合性に配慮しながら歩道部分を含めた道路整備を行っていく必要があると考えており、歩行者の交通安全対策については今後とも児童や高齢者等に配慮した設計に努めてまいりたいと考えております。

なお、交通量増加が見込まれる1号線及び2号前の交差点につきましては、児童や高齢者の安全対策としてカラー舗装化を導入し、ドライバー並びに歩行者等双方に注意喚起を図ってまいりたいと思います。

一方、交通量の増加に伴う道路舗装補修については、町道1号線から県道田原本結崎線を通し三河交差点へ至る車両が増加すること、町道2号線から伴堂東交差点への車両も増加することが予想されることから、平成25年度に町内の幹線道路を中心として道路状況について路面性状調査を行い、平成25年度においては藤の木橋から県道までの町道1号線等の亀裂やわだちの激しい部分について舗装修繕を行い、平成26年度では町道5号線の舗装修繕を間もなく工事着工する予定であり、ここから町道2号線を経由して伴堂東交差点に至るルートがスムーズな通行が可能となります。今後、平成27年度以降においても、傷みの激しい路線から順次、計画的に最も有利な財源措置として社会資本整備総合交付金事業を活用しながら、道路整備を行ってまいりたいと考えております。

なお、現在県により計画されている都市計画道路、いわゆる大和中央道が、川西町結崎から京奈和自動車道三宅インターチェンジまでの区間が都市計画道路として既に決定されております。現在、県によるさまざまな調査が行われておりますが、町としましても地元住民等とともに、歩行者への安全対策並びに町づくりについて県に要望を行ってまいり所存でございます。

続きまして、医療・介護総合法につきまして回答をさせていただきます。

1つ目の医療・介護総合法、正式には地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による三宅町での影響はどのようなものかとご質問ですが、法律の4つの柱のうち3番目の地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化が介護保険に関連があると思われますので、それについて回答いたします。

法律では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度をめどに、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていくことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを市町村が構築

するよう求められています。

その中で5つのポイントが設定され、1つ目といたしまして、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付を地域支援事業に移行し多様化を図る。2つ目といたしまして、特別養護老人ホームへの入所を在宅での生活が困難な中重度の要介護者に限る。3つ目、低所得者保険料の軽減を拡充。4つ目、一定以上の所得者の自己負担を平成27年8月から2割に引き上げ。5つ目、低所得施設利用者の食費、居住費を補填する補足給付の要件に資産などを追加することとなっており、介護保険関連は平成27年4月1日より施行となっております。

これらの件につきましては、廣瀬議長、植村議員も委員となっていただいております介護保険事業計画等策定委員会にて審議されることとなっております。去る11月25日にも委員会が開催され、骨子が提出された段階でございます。平成27年2月には第6期介護保険事業計画が策定され、その中に先ほど説明いたしました内容が反映される予定でございます。

現在そのような状況ですので、影響については一概に説明できないことをご了承いただきたいと思っております。

また、行政にとっては体制の整備等が急がれると思われ、その一環として、事前に議員の皆様へはご説明いたしましたが、地域包括支援センターを直営方式から社会福祉法人への委託に変更し、充実を図ることとしております。

次に、2つ目のご質問、保険料の比較についてでございますが、さまざまな要因で保険料の上昇は予想されますが、介護保険事業計画が現在定まっていないため比較することができませんので、ご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、学童クラブの現状につきましては健康子ども部長が回答をさせていただきます。

○議長（廣瀬規矩次君） はい、ありがとうございます。

それでは、学童クラブの現状についてを中田部長、答弁お願いいたします。

○健康子ども部長（中田 進君） ただいま植村議員から一般質問がありましたことについてお答えをいたします。

まず、1点目の利用者実績についてであります。4月から10月までの実績としましては、平成25年度では平均73名の登録であるのに対して、指定管理者制度移行後の平成26年度については、4月当初より80名の方が登録され、5月時点では7名の待機者がおられました。

各月の平均利用者数は、平成25年4月45人、5月48人、6月47人、7月48人、8月41人、

9月42人、10月44人であります。また平成26年度におきましては、4月49人、5月52人、6月51人、7月57人、8月49人、9月52人、10月53人、したがって、4月から10月までの7カ月間の平均利用者数は、平成25年度では45名、平成26年度では51.8人となります。また、待機児童につきましては、6月に三宅町放課後児童健全育成施設設置条例施行規則の一部改正を行い、定員管理方法を変更して、夏休みの利用前に解消いたしました。

次に、2点目のご質問であります。利用者に対するアンケートについては、年度を通じて評価していただいた上でご意見をいただきたいと考えているため、年度末の3月に実施する予定としております。

3点目についてですが、日報、月報ともに様式を定め、指定管理者により記録してもらっております。いつでも点検できるようにしております。子ども未来課への報告につきましては、月報のみといたしております。

最後に、4点目でございますが、平成25年度に実施しましたニーズ調査の回答がありました学校の空き教室での実施についてですが、学童保育は家庭にかわる生活の場としての施設環境が必要となりますので、小学校で実施するためには、今の状態の教室をそのまま使用するのではなく、専用区画並びに設備の設置が必要となりますので改修工事をする必要が生じます。現在の登録人数を収容できるようにするには教室3部屋を確保する必要がありますので、学校運営に影響が出るおそれもあります。

確かに今の学童保育クラブは学校から離れた場所にありますが、学校から学童保育クラブまでの登所については、児童の安全を確保するため指導員が付き添っておりますし、学校から帰宅して過ごす生活の場としての運営がなされており、またグラウンドや公園、体育館といった施設設備を利用し、子供たちが伸び伸びと活動しております。家庭にかわる生活の場として子供たちが放課後を過ごす場所として、現在の施設環境は適していると考えます。また、分散設置についても、施設整備費用や運営に係る経費が今以上に必要となりますので、結果として保育料を増額せざるを得ない状況を招くこととなります。

以上のことから、学童保育クラブの移転や分散配置といったことは、現在は考えておりません。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬規矩次君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

はい、植村議員。

○2番（植村ケイ子君） 先ほど町長からご回答いただいたんですけども、2番のほうの回

答の内容としては、大まかに5つほどに分けられて、理解ができたと思います。

京奈和の三宅インターの完成後、三宅町内の裏道や狭い道にも車が進入してくる可能性は高いと考えられます。その対策のことも考えつつ、回答いただいたように歩行者の安全対策並びに町づくりをしていただけることを願って、その辺の私の質問は終わります。

3つ目のことなんですけれども、これ11月25日、私も勉強させてもらったんですけれども、一般質問をその前に出させていただいています。策定委員会の審議の内容が決定した時点で、また次の勉強ということを考えております。

それと、1番目の学童クラブのことなんですけれども、これは平成25年度、26年度ともに登録人数と平均人数の差がちょっとあるように感じられるのはなぜかといえば、待機児童は夏休み利用前に解消したということでありましたので、大幅に利用人数がふえるかなと、こういう考えでおったんですけれども、ちょっと差があるのかなという形の中で、何かその原因というのか理由がわかれば教えてほしいなということが一つあって、それとまた、放課後の小学校を利用して運営してほしいという保護者の要望や希望がたくさんあったことは事実なので、今すぐという形は思っておりません。将来的にと先ほども言いましたし、これから少子化に向けてのことやから、その教室が今現在では3部屋とかとなっていますけれども、その辺をまた考えていただける余地はあるのかどうかということなんです。

○議長（廣瀬規矩次君） 植村議員の再質問が終わりましたけれども、三宅町の道路整備計画について、あるいは医療・介護総合法については、思いを伝えていただきましたけれども、これは答弁はよろしいね。

○2番（植村ケイ子君） はい。

○議長（廣瀬規矩次君） そしたら、学童クラブの現状については中田部長から答弁していただきます。

○健康子ども部長（中田 進君） 失礼します。

ただいま再質問ということで、平成25年度と26年度ともに登録人数と平均利用者の数に差がある理由についてということだと思いますが、登録児童数のうち、月曜日から金曜日のうち週4回以上利用している児童は4割程度でございます。それから、塾や習い事、親の就業形態により、週3日以下の利用をする児童もおります。これが数字的にいいますと57.5%、夏休みなどの長期期間のみの利用児童は全体の約2.5%というふうな状況になっております。登録児童数と平均利用数の間に差が生じておるのは、利用日数のばらつきがあると、そういうのが原因でございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬規矩次君） 答弁が終わりましたけれども、いいですか。

はい、植村議員。

○2番（植村ケイ子君） ばらつきがあるということは今わかりましたけれども、一応それを、ばらつきがあっても、場所取りと言ったら変な言い方になるけれども、登録をしておかないとそこにあれという形の中で80名から四十何名と、こういう差ができると。こういうことを理解していくということでもいいのでしょうか。

○議長（廣瀬規矩次君） はい、中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 確かに長期の学校の休みの期間だけ利用したいという子供さんもおられます。それでもやはり申し込みをしていただいて登録をしていただきますので、長期休み以外にはその子たちは利用されないということになります。しかし登録されている数としてはカウントされますので、登録数と、実際先ほど申し上げた月々の数字というのは出席人数でございます。その数字に開きは生じてきます。

また、例えば週のうち2回、3回しか来られない子供さんもおられます。そうすると、その子たちもやはり登録はしておられます。毎月の数字の登録者と出席人数に開きがあるのは、それが原因であるということでございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬規矩次君） それでよろしいか。

はい、植村議員。

○2番（植村ケイ子君） 後の小学校を利用してという形の中の回答は再質問でいただいているんですけども、一応これは、先々すごく少子化になるという形の中で空き教室がたくさんできるということが考えられると思うんです。ずっと先の5年先、10年先という形の中は、それを小学校に持って帰ると言うたら変な言い方ですけども、そこでやるということは一切考えておられませんか。

○議長（廣瀬規矩次君） はい、中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） 今現在、空き教室、人数的に言いますと今の施設でも十分賄える人数でございます。といいますのは、登録は直近で80と今認識しておりますが、実際の利用者数は先ほど述べましたような数字になっております。人数的なキャパシティの問題からいけば問題はないと思います。これが学童保育を将来的にもっと利用したい方がふえてきた場合、やはりそういうことは検討していかなければならないというふうに考えており

ます。

ただ、先ほども申しましたように、環境的には今現在の実施場所で問題はないと考えておりますので、あとは申し込み人数とかそういったものの増加傾向を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

- 議長（廣瀬規矩次君） 植村議員、いいですか。
- 2番（植村ケイ子君） 結構です。
- 議長（廣瀬規矩次君） 以上で一般質問を終わります。

◎追加議案の上程

- 議長（廣瀬規矩次君） 次に、追加議案であります、皆様にお諮りをいたします。

本日の議事日程に追加議案を上程いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

よって、議案を追加することに決定いたしました。

追加の議案を配付いたします。しばらくお待ちをいただきたいと思っております。

（議案配付）

- 議長（廣瀬規矩次君） 配付漏れはございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬規矩次君） 追加日程第1、議案第65号 平成26年度三宅町一般会計第8回補正予算についてを上程し、町長より提案理由の説明を求めます。

はい、志野町長。

- 町長（志野孝光君） 本日、追加議案として提出いたしました議案第65号 平成26年度三宅町一般会計第8回補正予算案について、提案理由をご説明申し上げます。

さきの平成26年度三宅町一般会計第7回補正予算提出後に、障害者自立支援医療給付事業における知的施設入所者及びケアホーム入所者並びに障害児サービス事業における児童発達支援と放課後児童デイサービス支援に係るサービス利用者が急激に増加したため、追加議案として提出いたしました。

具体的には、歳出の款 3 民生費において、障害者自立支援事業で941万3,000円の増額、障害児支援事業347万1,000円の増額、合わせて1,288万4,000円の増額補正を行っており、今回の補正予算に要する財源の調整を図るため、財政調整基金の公債基金積立金300万円の減額並びに予備費22万3,000円の減額補正を行っております。

歳入においては、障害者自立支援費等の国庫負担金及び県負担金を合わせて705万9,000円の増額、障害児支援の国庫負担金及び県負担金を合わせて260万2,000円の増額補正予算を行いました。

以上により、今回の補正額は、歳入歳出予算額におのおの966万1,000円を増額し、予算総額を34億1,878万4,000円と定める補正予算案の提出を行ったものであります。

今回、追加議案として上程いたしました。何とぞよろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（廣瀬規矩次君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（廣瀬規矩次君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りいたします。

追加日程第 1、議案第65号 平成26年度三宅町一般会計第 8 回補正予算についてを採決します。

この採決は起立でお願いをいたしたいと思えます。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣瀬規矩次君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（廣瀬規矩次君） お諮りいたします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきましては、各委員会で議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第 6 項の規定に

基づき、議会閉会中においても継続し、調査並びに審査いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(廣瀬規矩次君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査をいたしたいと思います。

◎町長挨拶

○議長(廣瀬規矩次君) 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、志野町長より挨拶をお受けすることにいたします。

はい、志野町長。

○町長(志野孝光君) 三宅町議会第4回定例会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

本定例会に補正予算案5件、条例の制定案並びに改正案合わせて9件、指定管理者の指定案4件、道路線の変更案1件、専決処分事項報告3件、諮問1件のご提案を申し上げ、慎重審議いただき、全議案の可決決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今後とも、町政の発展のため、議員皆様方には一層のご理解並びにご協力をお願い申し上げますとともに、年末を迎え何かと忙しい時期ではございますが、ご自愛いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長(廣瀬規矩次君) ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(廣瀬規矩次君) 閉会に当たりまして、一言皆様にお礼を申し上げたいと思います。

4月の臨時議会より議長を務めさせていただいておりますけれども、本第4回12月定例会まで本当に議員の皆様のご協力によりまして無事議了できましたことに、心から敬意を表し、厚く御礼を申し上げます。

年末に向かい、寒さが厳しく、そして強く増していきます。どうかご自愛をいただき、よい年を迎えられることをご祈念申し上げます。御礼の言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

以上をもって、平成26年12月三宅町議会第4回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時42分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員